

審 査 基 準

1. 審査方法

文化庁内に設置する「ウテカンパフェスティバル実施業務」企画審査会において、提出された企画書を審査、評価する。

2. 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、4. に示す評価項目ごとに、5. に示す評価基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

3. 採択案件の決定方法

評価点が最低評価点を超える者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。
なお、企画審査会は非公開とする。

4. 評価項目

(1) 提案された事業内容に関する評価

- ① 提案内容が、仕様書に記載された本事業の趣旨・目的に沿ったものであること。特に、誰もが気軽に楽しく参加できる内容になっていること。また、次年度以降、実施場所を変えて開催できる持続性のある内容になっていること。
- ② 提案内容が実現可能であること。特に、業務の実施計画が具体的かつ明確で、現実的に事業化できる内容となっていること。
- ③ 事業の内容や方法等に対応する妥当な経費の見積額が示されており、効率的な事業の遂行が見込まれること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

(2) 受託者に求める評価

- ① 本事業を実施するために必要である広範な専門的知見やノウハウを有していること。
- ② 本事業を適切に実施できる経営基盤や資金等を有していること。また、本事業の運営にあたって十分な管理能力を有していること。
- ③ 本事業内容に類似する事業実績があること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する基準

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

5. 評価基準

- (1) 評価項目の「(1) 提案された事業内容に関する評価」及び「(2) 受託者に求める評価」については以下の5段階評価に（合計加点30点満点）にて採点を行う。

特に優れている = 5点	優れている = 4点	やや優れている = 3点
やや劣っている = 2点	劣っている = 0点	

- (2) 「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する基準」については、以下の認定等の中で該

当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.3点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.7点
- ・認定段階3＝1.0点

行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令大31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.3
- ・新くるみん認定（平成29年厚生労働省令大31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.5
- ・プラチナくるみん認定＝0.7

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝0.7点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点